最終更新日：2018年6月28日

日本ハウズイング株式会社
代表取締役社長　小佐野 台
問合せ先：03-5379-4141
証券コード：4781
http://www.housing.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

企業の社会的責任は、経営の適法性・健全性を維持しつつ、収益性を高め、企業を長期的に安定・成長させていくことにあります。
この責務を具体的に実践することで、様々なステークホルダーの利益をバランス良く高めながら、株主価値を最大化するよう常に心掛け、株主からの経営に対する評価を高めることが出来ると考えております。
株主に対しましては、市場によるチェック機能といった観点を含め、わかりやすく十分な説明責任を果たすことが重要であり、経営情報の適時開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④】
当社の株主構成のうち、海外投資家の比率は5%未満であり、相対的にはまだ低いと考えています。そこで当社は海外投資家の比率が20%以上になった際に、議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや「株主総会招集通知」の英訳を検討してまいります。

【補充原則1-2⑤】
当社は、実質株主たる信託銀行の名義で株式を保有する機関投資家が株主総会に出席することを認めておりませんが、今後の実質株主の要望、信託銀行の動向等を注視し、必要に応じて実質株主の議決権行使に係わる対応を協議、検討してまいります。

【補充原則3-1②】
当社の株主構成のうち、海外投資家の比率は5%未満であり、相対的にはまだ低いと考えています。そこで当社は海外投資家の比率が20%以上になった際に、議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや「株主総会招集通知」の英訳を検討してまいります。

【原則4-2】
当社の取締役会は、経営陣幹部からの提案については積極的に議論する場を設けるものとしており、その提案が承認された際は、経営陣幹部を支援する体制となっています。
取締役の職務に対する報酬については、現状において適切と考えられる金額が支払われていると考えており、特別なインセンティブは不要と考えています。

【補充原則4-2①】
当社の各取締役の報酬は、株主総会で決定する報酬総額の限度内において、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役会の決議により決定しています。
取締役の職務に対する報酬については、現状において適切と考えられる金額が支払われていると考えており、特別なインセンティブは不要と考えています。

【補充原則4-8①】
当社の独立社外取締役は個々に情報交換を行いながら、認識の共有を図るとともに、当社経営陣幹部とも定期的な情報交換を行っています。
また、当社は開かれた取締役会を標榜しており、取締役間の闊達な議論が必要であると認識しているので、独立社外取締役のみの定期的な会合の必要性はないと認識しています。

【補充原則4-8②】
当社の独立社外取締役には3名が就任しており、それぞれの取締役には、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長や、中長期的な企業価値向上について助言することに集中してもらうことをお願いしています。よって当社は、「筆頭独立社外取締役」を定めることなく、経営企画部が経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携役を担います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社が上場会社の株式を保有する場合、純投資を原則としますが、例外として、政策保有することが取引先との関係強化に資すると判断された場合は、企業規模及び投資額を勘案し、取締役会に上程の上、政策保有します。
政策保有した株式に関する議決権の行使については、発行会社の中長期的な企業価値向上と、当社の株主利益を総合的に勘案し、判断してまいります。

【原則1-7】
当社は、関連当事者間取引を行う場合、株主共同の利益を保護するため、当社「取締役会規定」の付議基準に基づき、事前に取締役会決議が必要となります。また、その取引の内容については、「有価証券報告書」及び「事業報告」で開示するとともに、当社ホームページにも公表していますので、ご参照ください。（http://www.housing.co.jp/ir/index.html）

【原則3-1】
（ⅰ）当社は「安全で快適な住環境づくりを通じて、広く社会の発展に貢献する。」を経営理念としています。
また、3年に1回の頻度で中期経営計画を策定し、開示しています。当社ホームページにも公表しておりますので、ご参照ください。
（http://www.housing.co.jp/ir/index.html）
（ⅱ）企業の社会的責任は、経営の適法性・健全性を維持しつつ、収益性を高め、企業を長期的に安定・成長させていくことにあります。この責務を具体的に実践することで、様々なステークホルダーの利益をバランスよく高めながら、株主価値を最大化するよう常に心掛け、株主からの経営に対する評価を高めてまいります。株主に対しては、市場によるチェック機能といった観点を含め、わかりやすく十分な説明責任を果たすことが重要であり、経営情報の適時開示に努め、経営の透明性を高めています。
上記の考え方に基づき、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実効性を高めることで、様々なステークホルダーの期待に応えることを方針としています。
（ⅲ）取締役の報酬等は、株主総会で決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を総合的に勘案するものとし、各取締役への配分額は取締役社長に一任し、決定しています。取締役の報酬等は「有価証券報告書」と「事業報告」で開示するとともに、当社ホームページにも公表しておりますので、ご参照ください。
（http://www.housing.co.jp/ir/index.html）
執行役員の報酬等は、取締役会で協議の上、取締役社長が決定しています。
（ⅳ）取締役候補の指名及び執行役員の選任に当たっては、会社の内外を問わず、法定の要件を備え、企業経営の諸問題に精通し、人格・識見ともに優れ、経営者として職責を全うすることができる者でなければならないと、社内規定に明記されており、取締役会で決定しています。
監査役の推薦に当たっては、さまざまな分野に関する豊富な知識、経験を有する者で、中立的、客観的な観点から監査を行うことができる者から選任しています。
（ⅴ）当社は、取締役及び監査役候補の指名を行う際の、個々の指名の理由については、「株主総会招集通知」に記載し、株主に個別に送付するとともに当社ホームページにも公表しておりますので、ご参照ください。（http://www.housing.co.jp/ir/index.html）

【補充原則4-1①】
当社は、取締役会において決議する事項については、当社「取締役会規定」の付議基準に定めています。また、取締役及び執行役員に対する委嘱は、取締役会で決議し、当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。（http://www.housing.co.jp/ir/index.html）
これら以外の業務執行に関しては、当社「決裁権限基準」に定めています。

【原則4-8】
当社は、取締役8名のうち、3名を社外取締役かつ独立社外取締役として選任しています。

【原則4-9】
当社の社外取締役の独立性は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことを判断基準としています。また、事業経営に関する専門的な知識・経験等を当社における既存事業の事業性の評価や事業の改善に活かしていただける人物を候補者として選任しています。

【補充原則4-11①】
当社の取締役会のメンバーは、当社の事業セグメントである、マンション管理事業・ビル管理事業・不動産管理事業・営繕工事業それぞれの事業における豊富な知識と経験を有する者で構成されています。
また、取締役を選任するにあたり、当社規定に基づき、会社の内外を問わず、法定の要件を備え、企業経営の諸問題に精通し、人格・識見ともに経営者としての職責を全うできる者を推薦し、最終的には取締役会で決定しています。

【補充原則4-11②】
当社は、社外を含む取締役及び監査役が他社の役員を兼任する場合は、兼任内容、競業の有無、利益相反取引について、当社「取締役会規定」の付議基準に基づき、取締役会において決議しています。
また、他社役員の兼任状況については、「株主総会招集通知」及び「有価証券報告書」等に記載されており、当社のホームページでも公表しておりますので、ご参照ください。（http://www.housing.co.jp/ir/index.html）

【補充原則4-11③】
当社の取締役会は、平成30年4月の取締役会で「取締役会実効性評価アンケート」を実施し、アンケート結果を基に取締役会の実効性評価を行いました。その結果、女性の活躍を含む多様性の確保については、本社員の約4割を占める女性職員の数や、準社員、障がい者等、従業員の多様性は相応にある中で、それぞれの特性に応じた活躍促進策を更に明確にする必要があると認識しました。また、取締役会における自由闊達で建設的な議論・意見交換がなされる仕組み作りや経営陣幹部の選解任手続き方法等、今後の課題と認識致しましたが、総合的には一定基準以上の評価が得られており、取締役会の実効性は図られていると評価しました。

【補充原則4-14②】
当社は、取締役及び監査役のトレーニングの重要性は認識しておりますが、当社の取締役及び監査役については、会社の内外を問わず、法定の要件を備え、企業経営の諸問題に精通し、人格・識見ともに経営者としての職責を全うできる者を推薦しています。よって、取締役及び監査役がそれぞれの判断において必要と思われるトレーニングについて、会社として機会の提供等の支援をしてまいります。

【原則5-1】
当社は、株主との建設的な対話を促進するための取組みとして、以下の方針を定めています。
（1）株主との対話全般に関する任は、人事総務部の担当取締役及び執行役員が担う。
（2）株主との対話を通じて、社内において連携の必要が生じた場合は、人事総務部を中心に、経営企画、法務等の関係各部門が横断的に連携し、担当の取締役及び執行役員の補助の任にあたる。
（3）一定の出資比率を有する株主に対しては四半期ごとに個別に決算説明等を行い、機関投資家に対しては11月・5月の年2回決算説明会を開催する。
（4）株主との面談により把握した意見等については、内容により、代表取締役、取締役及び執行役員等の経営陣幹部に適切にフィードバックするとともに、事案によって経営会議・取締役会で報告する。
（5）株主との対話は原則、人事総務部の担当取締役及び執行役員が担うことにより、情報発信される窓口を限定する。また、当社「内部情報および内部者取引管理規定」に定める通り、未公表の重要情報の取扱い等、インサイダー情報が漏洩されないよう統制を図る。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リログループ	5,377,000	33.44
株式会社合人社グループ	3,216,000	20.00
小佐野投資株式会社	1,661,500	10.33
株式会社カテリーナ・ファイナンス	1,163,300	7.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	800,000	4.97
小佐野　台	478,500	2.97
永井　枝美	344,400	2.14
日本ハウズイング従業員持株会	322,000	2.00
小佐野　弾	214,800	1.33
吉野　具美	204,300	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
門田　康	他の会社の出身者							○	○			
福原　祥二	他の会社の出身者							○	○	△		
花岡　聡	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
門田　康	○	株式会社リログループ　専務取締役 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ　代表取締役社長 RELO GLOBAL REINSURANCE, INC. 代表取締役社長	同氏は、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、事業経営に関する専門的な知識・経験等を当社における既存事業の事業性の評価や事業の改善に活かしていただけるとともに、当社との取引も僅少であることから、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断し、同氏を独立役員として指定しました。

福原　祥二	○	株式会社合人社グループ　取締役 株式会社合人社計画研究所　取締役 合人社エンジニアリング株式会社　取締役 合人社FGL株式会社　代表取締役 合人社シティサービス株式会社　代表取締役	同氏は、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、事業経営に関する専門的な知識・経験を当社における既存事業の事業性の評価や事業の改善に活かしていただけるとともに、関連当事者間の取引は共同出資を行なっている3社を介したものに限定することで、一般株主の皆さまと利益相反の恐れがない立場にあると判断し、同氏を独立役員として指定しました。
花岡　聡	○	株式会社リロケーション・インターナショナル　代表取締役 リロ・パナソニックエクセルインターナショナル株式会社　取締役 株式会社リロ・エクセルインターナショナル　代表取締役 ケイズマネージメント株式会社　取締役	同氏は、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、事業経営に関する専門的な知識・経験等を当社における既存事業の事業性の評価や事業改善に活かしていただけるとともに、当社との取引も僅少であることから、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断し、同氏を独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より定期的に財務諸表監査の経過報告を受けることにより、会計監査の相当性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中　和雄	他の会社の出身者										○			
古田　十	他の会社の出身者													
野田　剛	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　和雄		現三菱UFJ信託銀行出身者	同氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任を依頼するものであります。
古田　十	○	AGS税理士法人代表社員　独立役員	同氏は、公認会計士で会計に関する専門的知識と経験を有しており、客観的･中立的な立場から経営を監督していただけるとともに、注視すべき役員の属性もないことから、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断し、同氏を独立役員として指定しました。
野田　剛		三菱UFJトラスト保証株式会社　代表取締役会長	同氏は、三菱UFJトラスト保証株式会社の代表取締役会長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任を依頼するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役職務に対する報酬は適切と考えられる金額が支払われており、特別なインセンティブは不必要と考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別の報酬が開示の基準を満たしていないこと及び株主総会にて決定されている限度額に抵触しないため、開示をしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬等は取締役の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
なお、取締役の報酬の限度額は、平成22年6月29日開催の第46期定時株主総会において、年額300百万円以内、監査役の報酬の限度額は、平成11年6月23日開催の第35期定時株主総会において、年額100百万円以内と定めております。

また、有価証券報告書及び事業報告において取締役及び監査役に対する報酬を開示しております。平成29年度に取締役及び監査役に支払った報酬等の総額は、取締役に対し120百万円、監査役に対し33百万円（うち社外監査役15百万円）、合計154百万円であります。
なお、当事業年度末現在の役員の人数は、取締役8名（うち社外取締役3名）及び監査役4名（うち社外監査役3名）であります。社外取締役3名については、報酬は支払っておりません。
また、上記の支給額には、以下のものが含まれております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役より質問または資料請求が行われた場合には、担当取締役または各部門長より遅滞なく応答・資料提供する体制にしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

◇業務執行について
取締役は8名、うち3名を社外取締役としております。「取締役会」は、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督しており、月1回定時に開催しております。社外取締役は、各々の会社経営に関する豊富な知識・経験等に基づいて客観的な見地から意見を述べ、経営に対する監督機能を発揮しております。
また、社長と役付執行役員を中心としたメンバーによる「経営会議」があり、原則月2回開催して重要な業務執行に関する事項を協議し社長の業務執行を補佐しております。
平成21年6月より、事業環境の変化に迅速かつ効率的・効果的に対応できる経営体制の構築と、「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離によるコーポレートガバナンスの強化のため、執行役員制度を導入しております。
◇内部監査・監査役監査について
内部監査部門として、執行部門から独立した「業務監査室」を設置しており、内部監査規定に基づき監査を実施し定期的に社長へ報告を行うとともに、監査役に対して監査結果の報告を行っております。
監査役は4名のうち3名を社外から選任して独立性を確保し、牽制機能を充実させるとともに、社外監査役のうち1名は公認会計士で会計に関する専門的知識・経験を有する者を選任し、監査役の監督機能の強化を図っております。また、監査役は取締役会に出席し、議案審議の際は適宜発言を行っております。
◇会計監査について
会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任しております。
当社の会計監査を執行した公認会計士は関谷靖夫氏及び吉川高史氏の2名であります。
なお、継続監査年数は、関谷靖夫氏は4年、吉川高史氏は5年であります。また、会計監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士10名、その他10名からなっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、執行役員制度の導入により、適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しており、また、社外取締役3名を選任するとともに、監査役会を設置し監査役4名のうち3名を社外監査役とすることによって、経営に対する透明性の確保と監督機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知のホームページへの掲載を行っているほか、株主総会での議決権行使に資するよう、日頃から株主が必要と思われる当社の経営に関わる情報の速やかな開示に努めております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回定期的に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期情報、その他適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、営業報告書（事業報告）、決算説明会資料、株主総会招集通知等を掲載しております。 http://www.housing.co.jp/ir/index.html	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社企業グループ全体が守るべき方針として、諸規定により定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	本社ビルをはじめとする各部署への省エネ型照明の導入及び本社ビルへの太陽光パネルの設置を行っております。 また、平成23年7月に、省エネ型照明設備を利用したプログラム型排出削減事業が、「国内クレジット制度（現 Ｊ－クレジット制度）」の事業承認を受け、継続して取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営上の重要課題として認識し、社内規定によりその方針を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の基礎として、企業活動指針及びコンプライアンス規定を定め、規範体系を明確にし、取締役、執行役員及び使用人の職務執行におけるコンプライアンス体制の確立を図ることとする。また、日常業務における具体的遵守事項を示したコンプライアンスマニュアルを制定することとする。
社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図ることにより、内部統制システムの維持・向上を推進することとする。関係担当部署は、必要に応じて、規則等の策定、研修の実施を行うものとする。
内部監査部門として、執行部門から独立した業務監査室を置くこととし、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。コンプライアンス委員会は、業務監査結果も踏まえ、コンプライアンス体制の整備に努めることとする。
法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を設けるとともに、公益通報者保護に関する規定を定め、通報者の保護を徹底する。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力対策規定を制定し、社内研修等を通じて社内に周知していくとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備がある場合は必要な是正を行う。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存については、文書管理規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
リスク管理体制の基礎として、リスク管理規定を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。社長直轄の組織としてリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの事前回避、発生時の対応等リスク管理全般の問題について、適宜顧問弁護士等外部の意見も参考に対応する体制とする。
また、大規模災害等緊急事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限に止める体制とする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、相互に情報を交換し取締役間の連携を図るものとする。また、社長及び役付執行役員を中心に構成される経営会議において、業務執行に関する重要事項について協議し、社長の業務執行を補佐することとする。
執行役員制度を導入し「経営の意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離することにより、事業環境の変化に迅速かつ効率的・効果的に対応できる経営体制を構築する。
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5．次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
一．当社は、当社が定める関係会社管理規定において、当社グループとして一体性を確保するため、子会社に対し、経営の管理・指導を行うとともに、一定事項について、経営会議等で定期的に報告を求めることができる。
二．当社は子会社に、子会社が業績、財務状況、その他業務上の重要事項について、当社に報告するため、子会社が月一回開催する取締役会に当社の取締役、執行役員または使用人の出席を求めることができる。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
一．子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規定に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告するものとする。当社リスク管理委員会が、子会社から報告を受けた場合、速やかに事実関係を調査の上、リスク回避、軽減その他必要な措置を講じることとする。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
一．当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化することとする。
二．当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、執行役員及び使用人を一定数兼務させることとする。
三．当社グループは、原則として、共通の会計システムを導入することにより、グループ経営の一体性を維持することとする。
（4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
一．当社は子会社に対し、企業活動指針を遵守させるとともに、当社と同等の適切なコンプライアンス管理体制を実現するための必要な指導及び支援を行うこととする。
二．当社は子会社に対し、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。
三．当社グループは、法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、当社の人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を当社グループに適用するとともに、公益通報者保護に関する規定により、通報者の保護を徹底することとする。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から補助人を置くことを要請された場合は、速やかに監査役の補助の任にあたる使用人を定め、その使用人が任にあたることとする。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者である使用人については、取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。

8．6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助の任にあたる使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこととする。
当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、当社の取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保することとする。
当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保することとする。

9．次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
⑴ 当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制
一．取締役、執行役員及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、規定に基づきコンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。
二．取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに監査役に報告するとともに、規定に基づく社内報告を行うこととする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び執行役員等に対して報告を求めることができることとする。
⑵ 子会社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
一．子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、当社コンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。
二．子会社の取締役及び監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び監査役に対して報告を求めることができる。

10．監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社グループの取締役、執行役員、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いも受けないものとし、報告者を保護することとする。

11．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査が実効的に行われることを確保するための体制として、内部監査部門である業務監査室の監査結果について監査役に報告することとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断しております。また反社会的勢力対策規定を制定し、社内研修等を通じて社内に周知していくとともに、反社会的勢力から接触があった場合は、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行っております。
反社会的勢力による不当請求が発生した場合の対応統括部署は人事総務部とし、不当要求防止責任者を選任しております。さらに、反社会的勢力排除に向けて、遵守事項を「コンプライアンスマニュアル」に明記し、役職員へ周知徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――